

平成 27 年度
第 1 回 北広島市文化財保護審議会
議事録概要

平成 27 年 4 月 23 日

北広島市教育委員会

出席者

審議会

藤井 浩 (文化財保護審議委員)

森下 徹 (文化財保護審議委員)

新發田 修治 (文化財保護審議委員)

事務局

吉田 孝志 (教育長)

水口 真 (教育部長)

櫻井 芳信 (教育部次長)

小島 晶 (エコミュージアムセンター長)

畠 誠 (学芸員)

上田 哲司 (学芸員)

日時 平成 27 年 4 月 23 日 18 時 30 分～20 時

場所 エコミュージアムセンター知新の駅 ミーティングルーム

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 議案 北広島市文化財の指定について (答申)

【報告 1】平成 26 年度事業報告について

(事務局：資料 1 に沿って報告)

委員 : 寄贈資料 2 (和田郁次郎翁に関する資料一式) 及び 3 (中山久蔵翁に関する資料一式) については、どういった内容のものが多いのか。

事務局 : 寄贈資料 3 については中山久蔵が受け取った書簡がほとんど。寄贈資料 2 に関しては、表彰状や書簡類など様々。

会長 : 知新の駅の常設展と企画展について、それぞれ人数を把握しているか。

事務局 : 現在まで区別していない。入場者数のみ事務室からカウントしている。

会長 : 1 階の常設展示スペースを見学する来館者はどの程度いるか。

事務局 : まちを好きになる市民大学 OB 会の方に毎日午前・午後に 1 名ずつガイドをしていただいているが、来館者の反応、様子等を記入していただいている日誌によると、市外からポスター等を見て足を運んでくださる熱心な方もいる。あまり機会は多くは無いが来館者と話した際には、展示の内容、廃校の利用等について肯定的な意見をいただくこともある。また、昨年末から始めたばかりだが、来館者の反応を直接聞くための御意見箱を設置している。

会長 : 今後企画展を考える上で、来館者層ごとのニーズを把握することは重要と考えている。旧島松駅通所についても、市内、市外それぞれの来館者数は把握していないのか。

事務局 : 来館者数は記録しているが、市内・市外の区別はしていない。

- 会 長 : 団体での利用は多いか。
事務局 : 多い。
会 長 : 他に質疑がなければ、報告内容を承認したい。
委 員 : 異議なし。

【報告 2】平成 27 年度事業報告について

(事務局: 資料 2 に沿って報告)

- 会 長 : 写真展は興味深い。センターには遺跡調査時の古い写真が数多く保管されているが、背景に当時の街並みが写っており興味深い。こうした写真を展示に活用できれば、遺跡とともに街を理解することになり面白いのではないか。
- 委 員 : 市民から写真の募集はしているのか。
- 事務局 : 広報と新聞記事で募集している。
- 委 員 : 各家庭のアルバムには興味深い写真があるはず。面白い写真が集まれば興味深い。
- 事務局 : 広報、新聞および市のホームページに載せているが、反応は弱い。こちらから積極的に働きかける必要がある。
- 委 員 : 学校とか町内会にも埋もれている古い写真があるはずなので、あたってみるとよい。
- 会 長 : 他に質疑がなければ、報告内容を承認したい。
- 委 員 : 異議なし。

【協議 1】北広島市の文化財指定状況等について

(事務局: 北広島市の文化財の指定状況について報告)

- (事務局補足) : 北広島の指定文化財は自然史系の資料しかない。一方で、近隣市町村の指定文化財は人文史系の資料数が非常に多い。当市においても、人文史系資料の文化財指定を積極的に検討していきたいと考えている。
- 委 員 : 前向きに検討したい。一括指定でもよいが、中山久蔵、または和田郁次郎の資料群の中で、指定に値するものはあるか。
- 事務局 : 中山文書は書簡資料であり、一点だけ取り出すという性質のものではないため、指定するのであれば一括でよいと考えている。
- 委 員 : 中山久蔵、和田郁次郎について新事実や新資料は見つかるかと予想されるか。
- 事務局 : 考えられる。中山久蔵の資料では、今まで知られていなかった交友関係がわかってきている。和田郁次郎に関しても、たとえば日清日露戦争の際は、戦争に私財を寄付しているなど、地域の偉人が時代の節目にどう関わったかということは見えてくるので、新事実を取り出していくことはできる。
- 委 員 : 中山久蔵は米の栽培で非常に有名だが、様々な人物に影響を残したといくつかの書籍には書いてある。それを辿るような文書はあるか。
- 事務局 : 中山久蔵の書簡で残されているものは著名な人物が相手のものに偏っている。地域の一般人との書簡のやりとりもあったとは思いますが、エコミュージアムセンターの資料から追うのは難しい。道立文書館の資料でなら可能かもしれない。

- 会 長 : 現在の指定文化財の保管状況は。
- 事務局 : エコミュージアムセンターで展示している。
- 会 長 : (前回文化財指定協議をした) スタインウェイのピアノの現状は。
- 事務局 : 東記念館に収蔵している。
- 会 長 : ピアノは細かい温湿度管理が必要なものか。
- 事務局 : 子どもたちによく弾かせてくださいとは言われているが、年代ものなので、どれだけ調律しても狂う。何かイベントで活用する場合は、必ず調律しなければならない。
- 会 長 : 化石については、細かい温度管理は必要ないのか。
- 事務局 : 一応、必要とされている。樹脂保護しているのではないので心配な部分もあるが、今のところ問題はない。
- 事務局 : 平成 26 年の夏以降、展示室と標本室の温湿度を継続して計測しているが、外気温の上下と湿度の上下に相関傾向が見られる。また、平成 26 年度に除加湿器を新たに導入し、小学校からエコミュージアムセンターに改修する際に備え付けた空調設備と合わせて温湿度管理を行っている。一方で、計測開始からまだ 1 年経過していないため、年間を通じての管理方法は現在試行錯誤の段階にある。
- 会 長 : 温湿度調整の一番難しいのが冬から春の切り替わり。企画展示など。文献資料など温湿度に敏感な資料を扱う際には協力する。
- 事務局 : 文献資料は標本室に保管しているが、標本室は教室 1 つ分の大きさで、建物に設置した空調設備で程度一定の温湿度を保っている。一方、展示室は教室 4 つ分に加えて廊下部分の広さがあり、空調設備では管理しきれない部分ある。
- 委 員 : 「開発行為等に関わる事前埋蔵文化財保護協議」について。協議が必要なものは事業地面積が 1ha 以上と指定されていると思うが、(対象となる開発行為は) 地上部ではなく地下についてか。
- 事務局 : そのとおり。道の手引きを元に調査を行っている。まず昭和 40 年代の道の調査に基づいた周知の埋蔵文化財包蔵地と照合し、該当すれば調査する。非該当の場合も、地形的に遺跡がある可能性があれば調査を行う。一番多いパターンは、事業地の面積が 1ha 以上ある場合。開発行為として事前協議書の提出を受け、地図を確認し、多くの場合は現地で表面踏査を行い、埋蔵文化財の有無を確認する。無い場合は、そのまま着工する。
- 委 員 : 事前調査で埋蔵文化財無しという結果で、実際に工事したらあったという事例は。
- 事務局 : 北の里 3 遺跡など。
- 委 員 : 最近、天然記念物のクマゲラが変わったところで繁殖を始めている。クマゲラの巣も当然天然記念物、つまり文化財だが、知らず知らずのうちに改変されているところが各所にある。地上の生き物についても、こういった機会に事前に調べるような方向性になればいい。
- 事務局 : 天然記念物となると、こちらの管轄であるとともに環境課の管轄でもある。情報共有の大切さは認識しているが、それぞれが制度に則って手続きしている。
- 委 員 : 条例等にかからない小面積の開発行為で、知らないうちに改変されている土地が多い。できれば事前に調査したいところ。文化財保護条例等で、地上部の生き物についても調べる機会等があったりはしないのか。
- 事務局 : 埋蔵文化財については文化財保護法の第 6 章に規定されており、都道府県ごとに定め

た手続きに則って調査している。

- 事務局 : こちらに持ち込まれる案件も、開発行為の申請に伴う協議というひとつの手続きという側面が強く、小さいものは少ない。
- 委員 : 持ち込まれない案件も数多くあるだろうが、チェックしようがないというのが現状か。
- 事務局 : はい。市が積極的に計画を作って調査に取り組まなければならないのかもしれないが。
- 委員 : 最近、北広島団地の周りの林も立派になってきており、自然が豊かになってきた一方で、その分注意しなければならない点も多くなった。何等かの条例等ができればいいのかなとは思っているところ。
- 委員 : 現在の指定文化財はかなり昔のものだが、埋蔵文化財を積極的に発掘するような事業はあるのか。
- 事務局 : 化石については、昭和 40 年代半ばに音江別川流域で砂利採石があった際に、数多く採取された。それらのほとんどは北海道開拓記念館で収蔵、展示している。砂利採石から出てきた化石群は、直接地層から発掘したわけではないため、年代等について疑問が多い。昨年、北海道博物館（旧開拓記念館）と調査を実施したのはこれを確認する理由だった。埋蔵文化財の方は、会長がご存じのとおりまた別なもの。
- 会長 : どの市町村も、埋蔵文化財（考古資料）の指定文化財は古い調査の際に得られたものが多いのは、当時は調査数が多くないため、出土すると目立ったという理由がある。指定の際も、出土品の中から価値の高いもの数点指定するという方法。最近が開発行為に伴う調査が主体になっているので、調査数も出土品も増えている。今の傾向としては、価値の高いものを選択して指定といったことはできず、複数の出土品を一括して指定する方法になっている。我々が今実施しているのは重要遺跡確認調査といい、もともと有名な遺跡をわずかに掘り、遺跡の内容を見直すといったことをしている。その中では、発掘すればかなりの資料が出土する可能性はある。一方で、埋蔵文化財は制約が多く簡単に動けない。この点が、一般に理解されにくく難しいところ。
- 委員 : 私が初めて北広島団地に来た際、団地の構造に非常に驚いた。誰が決めてどこが作ったのか、他にもこういった街はあるのかと。新しいが、こういった街並みを作るということも文化財として価値はあるのではないか。
- 事務局 : 昭和 43 年の町制施行の際には開発が決まっていた。緑地を広く取る、迷路のように入り組んでいるといった設計コンセプトは、北欧のフィンランドのタピオラという町がモデルと聞いている。
- 委員 : 非常に珍しい団地の造成の方法。全部は残らないだろうが、コンセプトや写真を残していければいい。
- 委員 : 産業遺産という考え方をどうまとめるかというのが課題。例えば防風林がつくる風景は産業遺産かもしれないが、植えた木に鳥が毎年来るということでは自然遺産。風景に対する遺産的な価値をこれから議論していく必要があるかもしれない。
- 会長 : 協議事項について、これからの方向性の確認をしたということで了承したい。

(事務局から会議の御礼と次回について日程を改めて調整して伝達する旨を伝えた)

(以下、閉会前に補足的意見が出された)

委員 : 北広島の林の中をよく歩いているが、他の市町村の林に比べて炭焼釜の跡が多いのが特徴的。窪地上に掘られた「丸がま」というのか、大きさも様々。南の里の林に非常に多く、北広島団地の周りにもある。誰が、いつ、どういった形で使っていたのか。中には積まれた石で作られ煙突の穴が残った比較的状态のいいものもある。一方で、年々風化している。千歳のナイベツでは調査されていたと思うが、北広島でも風化する前に調査し、記録として残しておけば良いかと思う。

事務局 : 北広島市内の森はほとんどが二次林。天然林は入植した人が刈って炭にし、札幌の方に売りに行っており、そういう時代が長かったと聞いている。その跡と考えられるかと。

委員 : そこを繋ぐように古道もあり、自然観察路に最適な場所が多い。

会長 : 新しい遺構、防空壕といった戦争遺産も含めて、実測した写真を記録しているので、そういったものも残していけたら良いと思う。

会長 : 以上で、第一回文化財保護審議会を終了する。

(5) 閉会

(終了時刻：午後 8 時 31 分)

以上